タイヤのウェットグリップ性能等の向上について(UN-R117 関係)

- 適用範囲
  - ○　専ら乗用の用に供する自動車に備えるものとして設計された空気入りゴムタイヤ及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付き二輪自動車、三輪自動車を除く。応急用スペアタイヤ等の適用除外タイヤあり。）に備えるものとして設計された空気入りゴムタイヤ

- 改正概要
  - ○　タイヤのウェットグリップ性能等について、「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（UN-R117）」の改訂案が、令和５年３月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

  - ○　空気入りゴムタイヤは、新たに導入された摩耗状態のウェットグリップの規制値並びに強化されたウェットグリップ及び転がり抵抗の規制値に適合しなければならないこととする。

【規制値例】：小型商用車用ノーマルタイヤ(主に非駆動軸へ装着するために設計されたタイヤ)の場合

	現行規制値	新規制値
摩耗状態のウェットグリップ指数*	規制なし	≧0.82
ウェットグリップ指数*	≧0.95	≧1.1
転がり抵抗係数**	≦9.0	≦8.5

＊ ウェットグリップ指数：試験用規格タイヤ比のウェットグリップ性能

＊＊ 転がり抵抗係数：転がり抵抗値（N）／試験荷重（kN）

【試験法例】：ウェットグリップのトレーラー法

専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数 μ（＝摩擦特性）を測定。

- 改正時期（予定）：　令和５年９月下旬
- 適用時期（予定）：　新規型式タイヤ：令和６年７月７日
  継続生産タイヤ：令和８年７月７日（乗用車用等のタイヤ）
  令和10年9月1日（商用車用等のタイヤ）